**北杜市観光パンフレット刷新業務委託仕様書**

**１　業務名**

北杜市観光パンフレット刷新業務委託

**２　委託業務の目的**

本事業は、本市を総合的にＰＲ・紹介する総合観光パンフレットについて、近年の観光客の旅行形態やニーズに対応した内容の新規観光パンフレットを企画・制作・印刷し、主に県外都市部に情報発信することで、北杜市への関心・理解の向上、魅力アップを通じて観光誘客の増大を図ることを目的とする。

**３　北杜市観光パンフレットに関する基本認識**

・現在の観光総合パンフレット「北杜物語」は、平成２０年度に制作した。

・毎年、最新情報の更新等の多少の修正のみ加え約１５万部増刷している。

・平成２９年度から３０年度にかけて観光PR写真撮影業務委託を行い、WEBやパンフレット等で使用する写真を収集している。

**４　事業概要**

近年、WEBサイトの充実により、観光客の情報収集の仕方も変化し、観光パ

ンフレットの役割も変化している。観光パンフレットによって北杜市への興

味喚起を促し、詳細についてはWEBに誘導するようなパンフレットが求めら

れる。

一方で、WEBでのMAP閲覧や情報収集が困難な方々にも一目で北杜市の全体

を把握することができるガイドマップの機能を残しつつ、観光客の旅行形態

や、旅行目的などのニーズに対応した内容の新規パンフレットを制作し、より

一層の観光誘客を図る。

**５　業務内容**

1. 北杜市観光パンフレットの作成および印刷(日本語版)

取材、パンフレットの編集（デザイン、レイアウト作成等）、校正、印

刷製本及び納品までを行う。また、印刷データ（ＪＰＥＧ，ＰＤＦ、イ

ラストレーター）をＣＤ-ＲＯＭ等に書き込んで納入する。

　　近年の社会情報環境の動向を踏まえつつ、タイムリーな情報を提供す

　るために即座に更新できない情報などについてはＵＲＬやＱＲコードを

掲載し旅行者が随時最新の情報を入手できるように誘導する。

　　　また、掲載する写真は市が所有するものを使用する。ただし、協議のう

え、新たに撮影を行った写真については、著作権は市に帰属する。

（２）受託者は、必要に応じ、最低でも５回、北杜市と協議を行いながら業

務を進めること。

（３）被写体となる施設等への撮影の申入れ、許可申請、撮影日のスケジュ

ール調整、モデル等の手配、その他撮影に付随する全ての必要な業務を

実施すること。

**６ 成果物**

（１）観光パンフレット印刷部数

１５万部（オールシーズン用）

1. 仕様・規格等

サイズ　：Ａ１版

ページ数：表紙含めＡ４サイズ１６ページ程度

印刷方法：フルカラー

　　　紙質等　：マットコート紙７０ｇ、同等以上とする

　　　製本方法：Ａ４仕上がり

使用言語：日本語

デザイン：ユニバーサルデザインに配慮

＊仕様・規格については、契約後の詳細協議により決定する。

1. 内容等

ターゲット視点に立ち、北杜市の魅力を発信し、読者の来訪意欲を喚起する記事内容とすること。本市の観光施策を踏まえた内容とすること。最低限の内容については以下のとおり。

ア　表紙

以下の要素の内容を検討・制作し、配置すること。

・「ほくと(北杜)」を入れたタイトル

・サブタイトル

・キャッチフレーズ

イ　裏表紙

　以下の要素を配置すること。フォント等は自由

　・北杜市ホームページ他問い合わせ先

　・交通アクセス

ウ　特集記事

　北杜市の各エリア、又は分野ごとの魅力を訴求するものとする。

その他については以下の内容を踏まえ別途協議を行う。

　・北杜市の良好な観光イメージを喚起し、来訪への動機付けとして

機能する記事内容とすること

　　　　　・北杜市の広域エリアを踏まえ、地域やテーマの掲載バランスを考

　　　　　慮し掲載すること

　　　　・北杜市又は、北杜市観光協会が発行する他のパンフレット等と連

動、保管すること

・民間施設の掲載については、誘客推進と一事業者利益などに配慮し

てリストアップし、事前に市と協議すること。

a.県及び市が支援していること

b.市の特産品、市内で生産、製造や販売をしていること

c.市と共同で開発などを行い、推奨している商品であること

エ　宿泊案内

オ　管内地図

　高速道路、主要道路、鉄道各線、主要観光施設、北杜２４景、自然公園、主要地域名、道の駅、観光案内所などの基本情報を記載すること

カ　アクセス情報・交通ガイド

　県外からのアクセス、鉄道、高速バス、車による県外から本市までの所要時間、距離などを見やすく記載すること

キ　市内のアクセス

タクシー、周遊観光バス等、車での所要時間・距離などを見やすく表現すること

1. 納品

平成３２年２月２８日までに北杜市観光課へ15万部及びパンフレットデータを納品すること

1. 版下データ

アドビ・インデザイン又はアドビ・イラストレーターに準じたソフトウェアに対応するもの

ア：再編集可能なデータ

イ：アウトライン化済みのデータ

1. ＰＤＦデータ（収納メディアはCD-ROM,又はDVD-ROM）

1. 校正

3回以上(北杜市が校了と判断するまで)

1. 提供データ

ＣＤ－ＲＯＭ等にて以下データを市から提供する。

・観光資源の写真データ

なお、北杜市の観光情報は北杜市ホームページ参照すること。

**７　納品方法**

上記６（４）に基づき製作したデータ及び報告書をＣＤ－Ｒ又はＤ

ＶＤ－Ｒに保存し納品すること。

**８　作成にかかる諸費**

本業務に要する経費（モデル料、施設入場料等）は、請負金額の範囲内

で受託者が一切の処理をするものとする。

**９　その他留意事項**

* 1. 今回の業務委託により作成される成果品については、著作権（著作権法第２７条を及び第２８条に規定する権利を含む）をすべて市に帰属するか、北杜市自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができる権利を有するものとする。やむを得ず、著作権を北杜市に譲渡できない写真、文章などを使用する場合は、事前に北杜市に申し入れを行い了解を得ること。
  2. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対称になっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
  3. 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時作品を確認し修正を行うこと。

**１０　その他**

（１）災害その他不可抗力等、北杜市及び受託者双方の責に帰することがで

　　きない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否につ

いて協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ

事前に書面で通知することにより、契約を解除できる。なお、委託期間

終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、

円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供す

ること。

（２）その他業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、市と協議の上決定

すること。